

「ブランドムの推論主義」 要約

白川晋太郎

テーマ

本論のテーマは、現代アメリカの哲学者ロバート・ブランドム (Robert Brandom, 1950-) が提唱する「推論主義 (inferentialism)」である。推論主義とは、「言葉の意味は推論で果たす役割によって規定される」とする、言語哲学における立場である。

ブランドムは、パース、ジェイムズ、デューイの古典的プラグマティズム、クワイン、パトナム、ローティなどのネオ・プラグマティズムに続く、第三世代のニュー・プラグマティズムを代表する哲学者として、分析哲学の内部のみならず、いわゆる大陸系、さらには社会学や法学など、さまざまな分野の研究者から大きな注目を浴びている。日本に目を転じてみれば、いくつかの入門的な言及や研究論文に加え、2016年に *Articulating Reasons* の邦訳『推論主義序説』が出版されたこともあって、徐々に認知されるようになってはいる。しかし、まだまだ一般にも広く知られているという状況ではない。

二つの課題

こうした状況をふまえて、本論では二つの課題を設定する。

第一の課題は、推論主義の全体像をできるだけわかりやすく解説すること。推論主義は、言語哲学の立場だが、より細かくいえば、意味論における立場である。現在標準的となっている表象主義的な意味論は、語の指示対象や文の真理条件によって意味を規定しようとするが、推論主義はこれに真っ向から対立する反表象主義的な意味論である。

広く認められている標準的な理論があるにもかかわらず、なぜわざわざ新しい理論を検討しなければならないのかと疑問になるかもしれないが、あえてそのような立場を提唱するのは当然ながら理由がある。ブランドムは現在さまざまな分野で標準的となっている表象主義的なものの見方に疑念を抱いているのである。これはプラグマティストたちに共通するものだが、特にローティの反表象主義が大きな影響を与えている。推論主義は、ローティ流の反表象主義を受け継ぐためのひとつの方法として追求されているのである。したがって、推論主義の全体像を理解するためには、その理論的枠組みを詳述するのみならず、推論主義の思想的背景も踏まえつつ、それが提唱される理由・動機を明らかにする必要がある。

るだろう。

第二の課題は、推論主義の理論としての妥当性を検討することである。反表象主義的なプラグマティズムにおける重要な問いに、「客観性」をいかに理解するかということがある。よく知られるように、ローティは客観性を人々のあいだの連帯と同一視するので、結果として、世界のありかたをもっともよく捉えているとみなされている自然科学が知的特権性を失う。ローティの築いた土俵から出発するブランダムであるが、それでも新たな言語理論を構築しようとする（ひとつの）理由は、ローティによって失われた客観的次元をプラグマティズムに復活させるためである。しかし、「言語や思考は世界のありかたを表象する」という表象的な枠組みを前提としない以上、客観性の観念が簡単に導出されないことはすぐにも予想される。こうして、ブランダム自身の問題意識と予想される困難さという二つの意味において、客観性の確立こそ、推論主義のもっとも重要な課題といっても過言ではない。

本論では、「客観性の喪失」という事態は、「相対主義（唯一絶対の真理や価値の存在を否定し、すべて個人や社会や時代と相対的に決まるとする考え）」と「言語的観念論（われわれが認識する世界のありかたはすべて言語によって規定されているため、われわれは非言語的な実在世界を認識できないという考え）」として現れると理解する。

さらに、題材を「観察報告」に限定して検討する。その理由は、客観性が失われることで、もっとも被害をうけるのは観察報告のような経験的主張と考えられるからである。かりに政治的・文化的な主張の正しさに関して相対主義になったとしても、それはプラグマティズム固有の問題でもないし、そもそも問題なのかも疑問である。また、「論理学や数学の言明が世界のありかたに応答していない」と言われても、それほどショッキングな話ではないだろう。そもそも論理学や数学は経験的な学問ではないからである。

なぜプラグマティズムにとって客観性が失われることがそれほど問題なのかというと、もっとも人々のあいだで意見の一致がみられ、かつ、世界のありかたを直接的に記述しているとみなされている観察報告（経験的主張）でさえも客観性が失われると主張されるからなのである。結果として、観察報告を証拠として用いる自然科学の営みにも客観性がないことになるが、これは現代人の一般的なものの見方に反する。われわれは、理性的に議論を積み重ねれば、実験や観察を通して世界からの裁きがあるために、自然科学的に正しい答えはひとつに定まる、と考えている。もし観察報告に関して客観性が確保できないことになるのなら、こうした科学像が崩壊することになるだろう。したがって、そのような帰結を導く推論主義を受け入れるのはためられるだろう。

こうした理由から、観察報告が正当化される際に相対主義に陥らないのか（＝どのような観察報告でも正しいものとして乱立しないのか、何でもありにならないのか）、正当化された観察報告が世界のありかたを反映しているという意味で正しいのか、が問われる。

各章の内容

この二つの課題に対応して、本論は二部構成となる。

第一部（1～3章）は、推論主義の全体像を解説するパートである。

1章では、20世紀の分析哲学の流れを振り返って、表象主義的な意味論にどのような批判がなされてきたかを整理する。存在論的・認識論的・概念的（理論的）の三つの観点からの批判を取り上げる。本章によって、反表象主義の方向性を検討する動機づけが与えられる。

2章では、反表象主義的な理論のなかでも特に推論主義をとるべき理由・動機を明らかにする。反表象主義は推論主義とイコールではないので、なぜ特に推論主義を採用すべきなのかという疑問は残る。ブランドムはその理由をはっきりと提示していないので、われわれの手で諸々のコメントを再構成し、できる限り説得的な理由を提示する。推論主義は一見すると少々奇抜なアイデアだが、これまで蓄積されてきた反表象主義やプラグマティズムの議論をふまえるなら、ある意味で自然に導かれることを明らかにする。

3章では、推論主義の枠組みの全体像を詳述する。推論主義は、規範的語用論（normative pragmatics）と推論的意味論（inferential semantics）の二つの言語理論にわかれる。規範的語用論では、われわれの言語実践が、「理由を与え求めるゲーム」（議論実践）という本質的に規範的なものとして捉えられ、「コミットメント」と「資格」という規範的地位、「引き受ける」と「帰属させる」という規範的態度によって分析される。その結果、人々が具体的な実践のなかで適切とみなしている「実質的推論（material inference）」（推論の形式ないし推論に含まれる論理的語彙とは独立に、その前提と帰結に含まれる内容が推論の適切性を決定するような推論）が明示化され、取り出される。

続く推論的意味論では、そのように取り出された実質的推論を材料にして、文や文末満表現の意味が推論役割によって規定される。推論において直接的な役割を果たさない単称名や述語や直述語の意味も、置換や前方照応という現象を用いて、あくまでも推論的に規定される。また言語の表象的側面も、議論実践の社会性から導出される。

第二部（4～7章）は、推論主義の理論的妥当性を検討するパートである。

4章では、観察報告の資格が相対主義に陥らず適切に制定されるかを検討する。まず、ブランドムの主著『明示化』の枠組み——特に「デフォルトと挑戦の構造」と「規範的現象主義」——では、理論的整合性が維持できないことを明らかにする。しかし、後期ブランドムのヘーゲル解釈にもとづく「相互承認モデル」に注目し、これに本論独自の「承認欲求」という概念を導入すれば、資格の制定過程は適切に説明できると論じる。

5章では、言語的観念論が回避されるのかを検討する。つまり、前章で提示した方法で資格が認められた観察報告が、世界のありかたを反映しているという意味で正しいかが問われ

る。ブランドムは『明示化』の8章で、この問題に集中的に取り組み、議論実践に本質的に備わる社会的な側面に訴えて世界とのつながりを確保しようとする。しかし本論ではその議論は成功していないと論じる。続いて、後期ブランドムのヘーゲル解釈から出てきた「概念实在論 (conceptual realism)」と「客観的観念論 (objective idealism)」の二つのアイデアを検討するが、これらはむしろ、言語的観念論が避けられないことの表明として解釈できると論じる。

現状のブランドムの枠組みでは、このように言語的観念論に陥ってしまうので、以下では、われわれの手で推論主義を拡張し、この問題に対処することを試みる。

6章では、ありうる二つの方法を検討する。ひとつは、プラグマティストとしては伝統的かつ自然ともいえる、行為の成功に訴えるものだ。伝統的なプラグマティスト（特にウィリアム・ジェイムズ）の真理概念を援用し、ある観察報告から推論を経て生じる行為の成功によって、「後ろ向き」に観察報告の真理を規定すれば、推論主義かつプラグマティックな真理規定が得られるとともに言語的観念論も避けられるのではないだろうか。もうひとつは、表象主義との折衷案である。推論と表象という二つの概念をともに基礎的な道具立てとするような理論を考えることで、表象主義に妥協した形の推論主義を提示する。

しかしながら、最終的に、前者の方針は「所与の神話」に陥るとして、後者の方針は「妥協する割には得るものは少ない」として批判される。

7章では、推論主義を一定の仕方で「再解釈」することで、言語的観念論に陥らない推論主義を提示する。言語的な領域で得られるもののみを材料にして、言語は非言語的な世界からの制約を受けていることを示す。そのために注目するのは、ブランドムの規範的語用論における「コミットメント」という概念に関して、「個人的／共同的」という区別が成り立つことである。そして、議論実践が成り立つためには個人的コミットメントが必然的に存在し、個人的コミットメントの引き受けの際には非言語的な領域からの制約があると論じることで、議論実践には非言語的な領域からの制約があると主張する。個人的コミットメントがいわば錨となって、諸々のコミットメントの推論関係ネットワークと世界とが連結するというわけである。このように、「個人的コミットメント／共同的コミットメント」という区別を許容するものとして規範的語用論を「再解釈」すれば、推論主義は言語的観念論に陥らないと論じる。

結論

本論の結論は、否定的なものと肯定的なものがある。

まず否定的に「ブランドムの推論主義は、客観性を確保できないという意味で妥当ではない」と言うことができる。

第一に、ブランダムの現状の枠組みでは、観察報告の資格の制定過程を適切に説明することができない。「デフォルトと挑戦の構造」や「規範的現象主義」に訴える方法では、いずれも資格の存在が前提とされてしまっており、そのことは、(規範的地位は規範的態度によって制定されるとする)「規範に関する現象主義」という推論主義の大前提と両立しないからである(本論 68-69 頁)。「規範に関する現象主義」を採る以上は、規範的地位が一切生じていない状況から、規範的態度のみによって、規範的地位が制定される過程を説明できなければならない。

第二に、言語的観念論を避けるために、(ブランダムがするように)概念実在論や客観的観念論、また、傾向性や因果関係に訴える方法はとれない。そうした方法が成り立つためには、表象主義的枠組みを前提としなければならないからである(本論 84-85, 102-103 頁)。これでは推論主義の大前提である「反表象主義」と根本から矛盾してしまう。

「規範に関する現象主義」と「反表象主義」という推論主義の大前提を受け入れるなら、ブランダムが採るような方法では客観性は確保されないはずである。自分の方法でよしとするブランダムは、それゆえ、推論主義に関して不徹底だと批判できよう。

しかし本論の結論はこうした否定的なものに留まるわけではない。われわれは、「規範に関する現象主義」と「反表象主義」を堅持するという意味でブランダム以上に推論主義を徹底したうえで、そうした徹底された推論主義ならば、客観性が確保されると肯定的に論じてもいるからである。徹底された推論主義は、次の二点を主張する点でブランダムの推論主義と区別される。

- (1) 資格の究極的な根拠は承認欲求にある
- (2) 個人的コミットメントは世界からの制約を受けている

すなわち、観察報告の資格に関しては、「承認欲求」概念で拡張したブランダムの相互承認論を規範的語用論に組み込めば、適切に説明できる。承認欲求の導入は、規範性概念の理解に重大な含みをもつ。資格があるという意味での正しさの究極的な根拠は、他者に自分を仲間として認めてもらいたいという欲求にあることになるからだ。特定の基準によって認められた資格を有する人がいるがゆえに、その人に認められたいと欲するのではなく、ある人に認めてもらいたいと欲求するがゆえに、その人に資格が認められる。これは通常の見方からすると転倒しているようにも思えるが、推論主義の諸前提を整合的に維持しながら観察報告の資格を制定するためのひとつの方法である。

言語的観念論に関しては、次のような考えに至った。われわれは直接的に言語と世界との関係を確認したり検証したりすることはできない。言語的なヴェールを越えて非言語的

な世界に接触することはできない。しかし言語的な領域で得られる材料をもとに推論を重ねるなら、言語的世界は非言語的な世界からの制約を受けていることが判明する。われわれが引き受ける（少なくとも一部の）コミットメントに関しては、世界からの影響を受けていると考えざるをえない。コミットメントは主体の責任の源泉であるから、その内容はすべて主体の意志の管轄下にあるように思ってしまう、そこから言語的観念論の懸念がでてくる。しかし、個人的コミットメントの内容に関しては、主体の意のままにならない部分が残し、言語実践はわれわれの恣意性に完全に委ねられるものではなくるので、言語的観念論の恐れはなくなるのである。

最終的に観察報告の客観性は次のように理解される。

A と B がいて、A が P と観察報告したとする。このとき、A が P に個人的にコミットし、かつ、A が承認欲求を抱く B から資格を帰属させられるなら、A の観察報告 P は客観的に正しい。資格が制定されるためには相互承認が必要という条件によって、A の観察報告の資格は相対主義に陥らずに適切に制定される。それぞれの主体が恣意的に資格を制定するような事態は、他者の存在によって阻止されるからである。その際、相互承認の連鎖は承認欲求によって打ち止めになるため、無限後退にも陥らない。また、そのように資格が認められた観察報告が個人的コミットメントの内容を表明するものであるとき、その内容は世界からの制約を受けているので、言語的観念論にも陥らない。

こうして徹底された推論主義ならば客観性が確保されることが示された。むしろこれで推論主義の理論的妥当性が完全に示されたわけではない。しかしその妥当性に疑問を呈する批判の多くは「客観性の喪失」を根拠にしていることを考えれば、本論の結論は、そうした批判を無効化するという意味で、推論主義を強く擁護するものとなっている。